

一般廃棄物処理施設の維持管理記録

年度	令和4年度
施設名称	羽生市清掃センター（焼却施設）
所在地	羽生市大字三田ヶ谷1863

項目	内 容	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(※1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	可燃ごみ焼却量 (t)	-	1,037.32	1,227.97	1,065.39	1,100.76	1,389.28	1,182.22	1,199.41	1,141.91	1,047.16	1,071.44	831.38	1,048.13
(※2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉燃焼室出口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	800以上	889.0	919.0	869.0	866.0	819.0	829.0	832.0	923.0	816.0	853.0	824.0	846.0
	測定を行った位置	-	2号炉燃焼室出口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	800以上	891.0	906.0	912.0	874.0	828.0	803.0	847.0	931.0	867.0	856.0	823.0	861.0
(※2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	176.0	179.0	178.0	182.0	180.0	177.0	177.0	188.0	171.0	173.0	171.0	176.0
	測定を行った位置	-	2号炉ろ過式集じん器入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(°C)	200以下	177.0	181.0	182.0	180.0	178.0	171.0	174.0	182.0	172.0	169.0	166.0	0.0
(※3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）	測定を行った位置	-	1号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(ppm)	100以下	1.0	1.0	1.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	測定を行った位置	-	2号炉煙突入口											
	結果の得られた年月日	-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	測定の結果(ppm)	100以下	7.0	3.0	3.0	3.0	6.0	4.0	3.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去	除去を行った年月日	-	常時機械除去											
(※4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.10.13	-	-	-	-	-
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.12.9	-	-	-	-	-
	測定の結果(ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	-	-	-	0.000011	-	-	-	-	-
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.10.14	-	-	-	-	-
結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.12.9	-	-	-	-	-	
測定の結果(ng-TEQ/m ³)	5以下	-	-	-	-	-	-	0.11	-	-	-	-	-	
(※5) 煙突から排出される排ガス中のばいじん濃度又はばいじん濃度（2回/年）	採取した位置	-	1号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.9.1	-	-	-	-	R5.3.1
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.10.13	-	-	-	-	R5.3.13
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	0.001
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-	-	92
	塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	6.5
	硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	0.1
	採取した位置	-	2号炉煙突入口											
	採取した年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.9.1	-	-	-	-	R5.3.1
	結果の得られた年月日	-	-	-	-	-	-	-	R4.10.13	-	-	-	-	R5.3.13
	ばいじん濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(g/m ³)	0.15以下	-	-	-	-	-	-	0.001	-	-	-	-	0.001
	窒素酸化物濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(vol ppm)	180以下	-	-	-	-	-	-	110	-	-	-	-	74
塩化水素濃度測定の結果 O ₂ 12%換算値(mg/m ³)	200以下	-	-	-	-	-	-	1.9	-	-	-	-	6.2	
硫酸酸化物排出量測定の結果 (m ³ /h)	80以下	-	-	-	-	-	-	0.015	-	-	-	-	0.16	

- (※1) 処理数量は、ごみクレーンによる計量値による。
- (※2) 燃焼ガス温度の測定結果は、施設運転時の月平均温度。基準値については、「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」による。
- (※3) 一酸化炭素濃度の測定結果は、施設運転時の月平均濃度。基準値については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」による。
- (※4) 基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法」による。
- (※5) ばいじん濃度の基準値は、「大気汚染防止法」による。
窒素酸化物濃度の基準値は、埼玉県の「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」による。
塩化水素濃度の基準値は、埼玉県の「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」による。
硫酸酸化物排出量の基準値は、「大気汚染防止法」による。K値=9
- (※) ばいじん又は焼却灰の焼成及び固形燃料に関する事項については、該当しないため表記していません。